

業 務 仕 様 書

1 業務名 令和3年度 (仮称) 都市開発誘導推進制度検討業務

2 背景および目的

都心まちづくり推進室では、2050年に向けた都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略を示す「都心エネルギーマスタープラン(以下、『マスタープラン』と言う。)」を2018年3月に策定した。また、マスタープランで設定した3つの基本方針を7つのプロジェクトとして具体化し、取組内容と達成指標、実施手順、関係者の役割分担などを明確化する中期的な実施計画である「都心エネルギーアクションプラン(以下、『アクションプラン』と言う。)」を2019年12月に策定した。両プランは、都心のまちづくりを支える環境エネルギー施策を示すものであり、都心部の機能集積や空間形成に関する「第2次都心まちづくり計画」と連携して一体的に展開することで、まちの魅力向上や市民生活の質の向上を図り、札幌市全体の持続的な発展へとつなげていく。

今後は、都心の低炭素で持続可能なまちづくりに関連する多様な関係者と連携し、両プランに基づく取組を実施するとともに、各プロジェクトの実施状況の共有や調整事項の協議などを行っていく。

本業務は、プロジェクト⑥「都市開発の誘導・調整」としてアクションプランに位置付ける「(仮称)都市開発誘導推進制度」の構築に向け、関係者への意見聴取等により、制度(案)の検討を支援することを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和4年3月4日(金)まで

4 業務概要および業務内容

(1) 「(仮称)都市開発誘導推進制度」の構築検討

本市では、都心の再開発や建物の建替えに合わせた省エネ・省CO₂化を誘導するため、「事前協議制度」「運用実績報告制度」「公表・表彰制度」「トップレベルへの支援制度」からなる「(仮称)都市開発誘導推進制度」の構築を進めており、合わせて関連する「都心における開発誘導方針」の改定を行うこととして検討を進めてきた。

本業務では、「令和2年度都心エネルギープラン推進業務」において検討・整理さ

れた内容を基に制度（案）の検討支援を行う。

なお本市では、都心エネルギープランに位置付けた取組の実施状況や調整事項等の共有及び意見交換を行うため、「都心エネルギープラン推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置している。令和3年度はこの推進委員会に部会を設置し、制度（案）について意見聴取を行うとともに、推進委員会においても制度（案）の検討に関する報告を行うことを想定する。

①制度（案）の構築に関する検討支援

下記ア～ウの整理を行う。検討支援を行うにあたり、昨年度業務の成果を基とするとともに、部会での意見聴取内容について反映させること。

ア. 制度（案）

マスタープランの基本方針及び取組の方向性に沿うものとし、札幌市の関連計画との連携も考慮すること。事業者が自己評価を行うことを想定した体裁とすること。マスタープランの目標管理を想定すること。

イ. 制度運用マニュアル（案）

ウ. 都心における開発誘導方針の改定（案）

なおアおよびウについては、令和3年9月末までの案の確定を目標とする。

②部会および推進委員会の運営支援

部会および推進委員会の企画、運営補助、議事録作成等を行う。

部会の開催は業務期間内3回、推進委員会の開催は2回を想定する。

なお部会委員は5名程度、推進委員会委員（オブザーバー含む）は13名程度を想定している。

(2) 報告書の作成

上記(1)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

5 成果品

(1) 報告書

ア A4判製本（図面等A3判） 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

イ A4判概要版 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

ウ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-Rもしくは

DVD-R) で 1 組提出 (PDF データに加え、Word、Excel、PowerPoint データ等作業可能なデータも提出すること。)

- (2) そのほか関連説明資料等 一式

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量およびリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解および業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務 (設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務) に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識および技能を備えていること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に

協議し、処理する。

- (5) 承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。